



～感謝を心に新たな挑戦～

JA住宅総合ローン

太陽光発電システム設置専用プラン

令和8年1月お借入の場合

JA住宅総合ローン

お借入限度額
無担保
変動金利
住宅購入・
増改築等の
資金の場合
→1,000万円
借換
資金の場合
→2,000万円
お借入期間…6か月以上20年以内

年2.00%

JA住宅総合ローン 太陽光発電システム設置専用プラン

お借入限度額
無担保
変動金利
1,000万円
お借入期間…6か月以上20年以内

年1.95%

現在、住宅ローンをご利用中でも
お申し込みOK!!

別途保証料はいただきません

店頭に商品概要説明書をご用意しております。
詳しくは各支店へお気軽に問い合わせください。

JACとびあ浜松



現在、住宅ローンをご利用中でもお申込みOK!

JA住宅総合ローン

JA住宅総合ローン

JA住宅総合ローン 太陽光発電システム設置専用プラン

お使いみち

- ①住宅の新築・購入(中古住宅を含む)。
- ②既に居住している住宅に隣接する土地(道路を挟んだ対面の土地も対象)、または底地の購入。
- ③住宅の増改築、改裝、補修(住宅に付帯する施設等の住宅関連設備の設置等を含む)のための資金。
- ④他金融機関等の住宅ローン(有担保)・リフォームローンの借換資金
- ⑤上記①～④の資金と同時に、家電・家具を購入または買い替えをするための資金
- ⑥上記①～⑤に付随する諸費用

太陽光発電システム設置専用プラン

- ①太陽光発電システム(50kw未満)購入資金。
※全量買取・余剰買取ともに可

- ②上記①にかかる借換資金。

- ③上記①にかかる住宅の増改築、改裝・補修(住宅に付帯する施設等の住宅関連設備の設置等を含む)のための資金。

- ④上記①～③の資金と同時に、家電・家具を購入または買い替えをするための資金。

- ⑤上記①と連結する蓄電池購入資金。

お借入資格

- お申込時の年齢が満18歳以上65歳以下であり、最終ご返済時の年齢が満79歳以下の方。
- 継続して安定した収入がある方。
- 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
- その他当JAが定める条件を満たしている方。
- 住宅ローン借換は直近1年間、リフォームローン借換は直近6ヶ月以内に返済遅延のない方。

お借入金額

- 10万円以上2,000万円以内とし、1万円単位とします。(自営業者の方は1,000万円以内)
※JA住宅総合ローンのお使い道 ①～③は1,000万円以内、⑤⑥は100万円以内とします。

お借入期間

- 6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)
- 借換資金の場合は借換対象ローンの残存期間にかかわらず20年以内とします。

お借入利率

- 変動金利を適用いたします。お借入後の利率は、基準日(4月1日および10月1日)の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回の見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。

ご返済方法

- 元利均等返済 ※お借入金額の50%以内でボーナス併用可(10万円単位)。

担保

- 不要です。

保証人

- 当JAが指定する保証機関の保証をお受けいただきますので原則として連帯保証人は不要です。
ただし、以下の場合は、連帯保証人を必要とします。
 - ・借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人
 - ・完済時年齢が76歳以上の方で団体信用生命共済に加入できない場合

保証料

- 融資利率に含まれていただきます。

団体信用生命 共済(保険)

- 借入者は原則として団体信用生命共済(保険)にご加入いただきます。(共済(保険)掛金は当JAが負担いたします。)ただし、完済時年齢が76歳以上の方で、融資金額が1,000万円以内の場合、加入は任意となります。
- お借入者のご負担で、9大疾病補償保険、三大疾病保障特約付団体信用生命共済、長期継続入院特約付団体信用生命共済、がん保障特約付団体信用生命保険、ワイド団体信用生命保険にもご加入いただくことができます。

手数料

- 線上返済を行う際には、当JA所定の線上返済手数料が必要となります。詳しくは、店頭または当JAホームページにてご確認ください。

その他

- 審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。
- 店頭にて返済額の試算を承っております。
- 金融情勢により適用金利を変更させていただく場合があります。
- ローン商品の詳しい内容については、店頭またはホームページに「商品概要説明書」をご用意しております。

お申込みに 必要な書類

- ご本人さまが確認できるもの 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(顔写真付)
- 年収の確認ができる書類 給与所得者:源泉徴収票またはその他公的証明書
自営業者:納税証明書(その1・その2)または確定申告書(税務署受付印あり)ほか
- 見積書・契約書
- 他社返済予定表および残高証明書または通帳(借換の場合)

○詳しい内容のお問い合わせ・お申込みは

JACとぴあ浜松

お役立ち情報満載!!

JACとぴあ浜松

検索

